

## 会則の改正案に関する件

### 改正

#### (注意勧告)

第42条の2 会長は、会員が、法に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令又は会則若しくは連合会会則に違反するおそれがあると認めるときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問し、その答申を得た後、理事会の議を経て、当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 前項の規定により注意又は勧告を受けた会員は、その注意又は勧告について異議があるときは、当該注意又は勧告を受けた日の翌日から30日以内に理由を付した書面をもって、本会に対して異議を申し立てることができる。

3 会長は、前項の異議申し立てがあったときは、綱紀委員会に諮問し、その答申を得た後、理事会の議を経て、必要な措置を講ずるものとする。

4 第1項の注意又は勧告を行ったときは、その旨を岡山労働局長及び中国四国厚生局長に報告するものとする。

#### (綱紀委員会)

第39条 本会に、綱紀委員会を置く。

2 綱紀委員会は、会長の諮問を受け、会長が行おうとする処分に関して調査及び審議をしてその結果を答申する。

3 綱紀委員会の委員は、理事会の議を経て理事のなかから会長が委嘱する。

#### (苦情処理相談窓口の設置)

第43条の2 本会に、依頼人等の苦情、相談に対応するため、苦情処理相談窓口を設置する。

2 苦情処理相談窓口の運営等に関する必要な事項は、別に定める。

#### (処分の種類)

第40条 会員に対する処分は、次のとおりとする。

(1) 訓告。

(2) 3年以内の会員権の停止。

2 前項第2号の会員権は、次のとおりとする。

(1) 本会並びに連合会から文書その他の資料を受ける権利。

(2) 本会並びに連合会の会議及び諸事業（研修を除く。）に参加する権利。

(3) 本会の役員になる権利並びに役員を選ぶ権利。

(4) 本会並びに連合会共済会が行う福利厚生等の諸制度を利用する権利。

(5) 本会の施設を利用する権利。

(6) 連合会認証局の電子証明書の発行を受ける権利（平成16年 月 日変更）

3 第1項の処分を行った場合は、会報に掲載してこれを公示するほか、岡山労働局長及び中国四国厚生局長にその旨報告するものとする。

4 会長は、第1項に規定する処分を受けた者に対し、定期的に業務に関する報告を求める。

#### 附則

この会則は平成22年 月 日から施行する。

施行期日については、岡山労働局長の認可の日とする。

現 行

(注意勧告)

第42条の2 会長は、会員が、法に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令又は会則若しくは連合会会則に違反するおそれがあると認めるときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問し、その答申を得た後、理事会の議を経て、当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 前項の規定により注意又は勧告を受けた会員は、その注意又は勧告について異議があるときは、当該注意又は勧告を受けた日の翌日から30日以内に理由を付した書面をもって、本会に対して異議を申し立てることができる。

6 会長は、前項の異議申し立てがあったときは、綱紀委員会に諮問し、その答申を得た後、理事会の議を経て、必要な措置を講ずるものとする。

7 第1項の注意又は勧告を行ったときは、その旨を岡山労働局長及び岡山社会保険事務局長に報告するものとする。

(綱紀委員会)

第41条 本会に、綱紀委員会を置く。

4 綱紀委員会は、会長の諮問を受け、会長が行おうとする処分に関して調査及び審議をしてその結果を答申する。

5 綱紀委員会の委員は、理事会の議を経て理事のなかから会長が委嘱する。

(苦情処理相談窓口の設置)

第43条の2 本会に、依頼人等の苦情、相談に対応するため、苦情処理相談窓口を設置する。

3 苦情処理相談窓口の運営等に関する必要な事項は、別に定める。

(処分の種類)

第42条 会員に対する処分は、次のとおりとする。

(3) 訓告。

(4) 3年以内の会員権の停止。

2 前項第2号の会員権は、次のとおりとする。

(7) 本会並びに連合会から文書その他の資料を受ける権利。

(8) 本会並びに連合会の会議及び諸事業(研修を除く。)に参加する権利。

(9) 本会の役員になる権利並びに役員を選ぶ権利。

(10) 本会並びに連合会共済会が行う福利厚生 of 諸制度を利用する権利。

(11) 本会の施設を利用する権利。

(12) 連合会認証局の電子証明書の発行を受ける権利 (平成16年 月 日変更)

3 第1項の処分を行った場合は、会報に掲載してこれを公示するほか、岡山労働局長及び岡山社会保険事務局長にその旨報告するものとする。

4 会長は、第1項に規定する処分を受けた者に対し、定期的に業務に関する報告を求める。